5　法第八条第一項の規定により第二十三条（外壁（延焼のおそれのある部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない木造の認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該木造の認定畜舎等における外壁以外の部分に係る全ての当該行為とする。

6　法第八条第一項の規定により第二十三条（軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない木造の認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該木造の認定畜舎等における屋根及び外壁以外の部分に係る全ての当該行為とする。

7　法第八条第一項の規定により第二十三条（屋根に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない木造の認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該木造の認定畜舎等における屋根以外の部分に係る全ての当該行為とする。

8～11　（略）

別表第一（第六十四条関係）

	(い)	
	(ろ) 図書の種類	(は) 明示すべき事項
(一)	(略)	(略)
	畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）	
	平面図	縮尺及び方位
		間取り、各室の用途及び床面積
		二以上の避難口の位置
		増築、改築又は第二条各号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は第二条各号に掲げる行為に係る部分
	（略）	（略）
	二面以上の立面図又は断面図	縮尺
		地盤面
		申請に係る畜舎等の各部分の高さ
		増築、改築又は第二条各号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は第二条各号に掲げる行為に係る部分
	（略）	（略）
(二)	（略）	（略）

（新設）

（新設）

（新設）

3～6　（略）

別表第一（第六十四条関係）

	(い)	
	(ろ) 図書の種類	(は) 明示すべき事項
(一)	(略)	(略)
	畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）	
	平面図	縮尺及び方位
		間取り、各室の用途及び床面積
		二以上の避難口の位置
	（略）	（略）
	二面以上の立面図又は断面図	縮尺
		地盤面
		申請に係る畜舎等の各部分の高さ
	（略）	（略）
(二)	（略）	（略）